



発行 新潟県  
**第 55 号**  
 令和6年7月19日  
 毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 816 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定医療機関の指定（福祉保健総務課）
- 817 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定医療機関の廃止届（福祉保健総務課）
- 818 特定計量器定期検査の実施（計量検定所）
- 819 指定公金事務取扱者の指定（文化課）
- 820 くろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚）、するめいか及びすけとうだら日本海北部系群に関する令和6管理年度における知事管理漁獲可能量の一部改正（水産課）
- 821 保安林の指定予定（治山課）
- 822 県営土地改良事業の工事完了（農村環境課）

公 告

- 林業種苗生産事業者講習会の開催（治山課）
- 政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況（出納局管理課）
- 特定調達契約の落札者等（出納局会計検査課）

企業局訓令

- 2 新潟県企業局 I C カード管理規程の一部改正（企業局総務課）

公安委員会規則

- 12 行列行進、集団示威運動に関する条例の運用に関する規則の一部を改正する規則（警備第二課）

公安委員会告示

- 1 警備業法による警備員の検定の実施（生活安全企画課）
- 2 警備業法による警備員の検定の実施（生活安全企画課）

告 示

◎新潟県告示第816号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

令和6年7月19日

新潟県知事 花 角 英 世

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
たくぼ整形外科クリニック	長岡市緑町1丁目132番地2	令和6年4月21日
燕三条すごろ眼科	三条市上須頃1597番地1メディカルプラザ 21 1階	令和6年6月1日
つよしクリニック	柏崎市扇町1番11号	令和6年5月1日

たけうち内科クリニック	燕市南6丁目11番18号	令和6年6月1日
株式会社R&M どんぐり訪問看護ステーション	佐渡市真野新町448番地	令和6年6月1日

◎新潟県告示第817号

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第14条第1項の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和6年7月19日

新潟県知事 花角 英世

名称	所在地	廃止年月日
玉木整形外科クリニック	長岡市緑町1丁目132番地2	令和6年4月20日
関谷医院	見附市新町2丁目2番5号	令和6年4月1日
たけうち内科クリニック	燕市南6丁目11番18号	令和6年5月31日

◎新潟県告示第818号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、湯沢町の特定計量器定期検査を次のとおり実施する。

令和6年7月19日

新潟県知事 花角 英世

- 1 検査の対象となる特定計量器  
計量法施行令（平成5年政令第329号）第10条第1項第1号に規定する特定計量器
- 2 定期検査を行う期日、場所及び区域

検査日時		検査場所	検査区域等
8月22日(木)	午後1時から4時まで	湯沢町役場	湯沢町全域
8月23日(金)	午前9時から正午まで		
8月26日から令和7年3月14日まで。ただし、土・日曜日及び祝日並びに12月30日、同月31日、令和7年1月2日及び同月3日を除く。	午前9時30分から正午まで	新潟県計量検定所	上記の未受検者
	午後1時から3時30分まで	特定計量器の所在の場所	特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項に規定する特定計量器

- 3 実施機関  
新潟県指定定期検査機関 一般社団法人新潟県計量協会

◎新潟県告示第819号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項に規定する指定公金事務取扱者を次のとおり指定したので、同条第2項の規定及び新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号）第104条の4第3項の規定により告示する。

令和6年7月19日

新潟県知事 花角 英世

- 1 指定公金事務取扱者が受託した公金事務に係る歳入等又は歳出

万代島美術館観覧料徴収事務

- 2 指定公金事務取扱者として指定した日  
令和6年8月1日

- 3 指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地

名称	住所又は事務所の所在地
株式会社NK S コーポレーション新潟支店	新潟市中央区紫竹山2丁目5番40号

◎新潟県告示第820号

くろまぐろ(小型魚)、くろまぐろ(大型魚)、するめいか及びすけとうだら日本海北部系群に関する令和6管理年度における知事管理漁獲可能量(令和6年6月新潟県告示第705号)の一部を令和6年7月11日に次のように変更したので、漁業法(昭和24年法律第267号)第16条第5項の規定により準用する同条第4項の規定により公表する。

令和6年7月19日

新潟県知事 花角 英世

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後		改 正 前									
1	くろまぐろ(小型魚)	1	くろまぐろ(小型魚)								
	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">知事管理区分</td> <td>知事管理漁獲可能量</td> </tr> <tr> <td>新潟県くろまぐろ(小型魚)漁業</td> <td style="text-align: center;"><u>86.556</u>トン</td> </tr> </table>	知事管理区分	知事管理漁獲可能量	新潟県くろまぐろ(小型魚)漁業	<u>86.556</u> トン		<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">知事管理区分</td> <td>知事管理漁獲可能量</td> </tr> <tr> <td>新潟県くろまぐろ(小型魚)漁業</td> <td style="text-align: center;"><u>80.456</u>トン</td> </tr> </table>	知事管理区分	知事管理漁獲可能量	新潟県くろまぐろ(小型魚)漁業	<u>80.456</u> トン
知事管理区分	知事管理漁獲可能量										
新潟県くろまぐろ(小型魚)漁業	<u>86.556</u> トン										
知事管理区分	知事管理漁獲可能量										
新潟県くろまぐろ(小型魚)漁業	<u>80.456</u> トン										
2	くろまぐろ(大型魚)	2	くろまぐろ(大型魚)								
	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">知事管理区分</td> <td>知事管理漁獲可能量</td> </tr> <tr> <td>新潟県くろまぐろ(大型魚)漁業</td> <td style="text-align: center;"><u>111.725</u>トン</td> </tr> </table>	知事管理区分	知事管理漁獲可能量	新潟県くろまぐろ(大型魚)漁業	<u>111.725</u> トン		<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">知事管理区分</td> <td>知事管理漁獲可能量</td> </tr> <tr> <td>新潟県くろまぐろ(大型魚)漁業</td> <td style="text-align: center;"><u>117.825</u>トン</td> </tr> </table>	知事管理区分	知事管理漁獲可能量	新潟県くろまぐろ(大型魚)漁業	<u>117.825</u> トン
知事管理区分	知事管理漁獲可能量										
新潟県くろまぐろ(大型魚)漁業	<u>111.725</u> トン										
知事管理区分	知事管理漁獲可能量										
新潟県くろまぐろ(大型魚)漁業	<u>117.825</u> トン										
3~4	(略)	3~4	(略)								

◎新潟県告示第821号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

令和6年7月19日

新潟県知事 花角 英世

- 1 保安林予定森林の所在場所

新潟県上越市浦川原区菱田字芹ヶ沢554の子、555から559まで、字堂ノ入563、564、565の1、565の2、566、566の1、566の2、567の1、567の2、569、569の1、570から579まで、579の子、579の丑、582の寅、582の卯、583、584、584の子、585、585の子、586、586の子、587、588の1から588の3まで、589から592まで、595、596、596の1、597から602まで、602の子、603、604、604の子、605、606、字大沢口635、636、636の1、637の1から637の3まで、638の1、638の2、638の子、638の丑、639の1、639の2、639の子から639の寅まで

- 2 指定の目的

土砂の流出の防備

- 3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び上越市役所に備え置いて縦覧に供する。)

## ◎新潟県告示第822号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の規定により計画を定めて実施した、次の県営土地改良事業の工事が完了した。

令和6年7月19日

新潟県知事 花角 英世

地区名	事業名	市町村名	完了年月日
道之下	区画整理（農地環境整備）事業	上越市	令和5年12月13日

## 公 告

## 林業種苗生産事業者講習会の開催について（公告）

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第11条第1項の規定により、令和6年度の林業種苗生産事業者講習会を次のとおり開催する。

令和6年7月19日

新潟県知事 花角 英世

- 講習会の日時  
令和6年9月5日（木） 午前10時から午後5時まで
- 講習会の場所  
新潟市中央区新光町4番地1 新潟県行政庁舎803会議室
- 講習会の対象者  
新潟県内に住所を有し、林業種苗生産事業を行おうとする者並びにその生産事業に従事している者または従事しようとする者
- 受講手続  
以下のいずれかの方法により手続きすること。  
  - 新潟県電子申請システムにおいて、令和6年8月22日（木）までに新潟県林業種苗法施行細則（昭和45年新潟県規則第117号）に定める受講申込書を提出するとともに、受講手数料14,000円の支払いを行う。
  - 新潟県林業種苗法施行細則（昭和45年新潟県規則第117号）に定める受講申込書に受講手数料（新潟県収入証紙14,000円）を添付し、住所地を所管する県地域振興局農林（水産）振興部及び新潟地域振興局津川地区振興事務所の林業振興課に令和6年8月22日（木）までに提出する。

## 政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況について（公告）

「政府調達に関する苦情の処理手続」（平成11年新潟県告示第1221号）8の規定により、令和6年4月から令和6年6月における苦情の受付及び処理の状況を次のとおり公表する。

令和6年7月19日

新潟県知事 花角 英世

政府調達に係る苦情の受付及び処理の件数 なし

## 特定調達契約の落札者等について（公告）

特定調達契約について落札者を決定したので、県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年新潟県規則第87号）第15条の規定により、次のとおり公告する。

令和6年7月19日

新潟県知事 花角 英世

- 落札件名及び数量
  - ロータリ除雪車（2.2m級、スイングオーガ装置、後輪ダブルタイヤ付） 1台
  - ロータリ除雪車（2.6m220kW級、スイングオーガ装置、後輪ダブルタイヤ付） 1台
  - ロータリ除雪車（2.6m220kW級、後輪ダブルタイヤ付） 1台
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

新潟県出納局会計検査課

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

3 落札決定日

令和6年6月19日

4 落札者の氏名及び住所

(1) 上記1(1)について

株式会社コバリキ

新潟県新潟市中央区下大川前通四之町2185

(2) 上記1(2)及び(3)について

株式会社N I C H I J O北陸営業所

新潟県新潟市中央区東大通1-3-8 明治安田生命新潟駅前ビル7F

5 落札価格

(1) 上記1(1)について

60,376,700円

(2) 上記1(2)について

59,958,700円

(3) 上記1(3)について

56,215,560円

6 契約決定方式

一般競争入札

7 落札方式

最低価格

8 入札公告日

令和6年5月7日

企業局訓令

◎新潟県企業局訓令第2号

局 本 庁  
事 業 所

新潟県企業局 I C カード管理規程（令和5年新潟県企業局訓令第5号）の一部を次のように改正し、令和6年7月19日から実施する。

令和6年7月19日

新潟県企業管理者 遠山 隆

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(カードの管理)</p> <p><b>第3条</b> カードの管理に関する事務及びその事務を総括する者は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) カードの管守 <u>総務課長</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(カードの事故に関する報告)</p> <p><b>第6条</b> 管理者は、カードの紛失、損傷、不正使用その他の電子署名が危険にさらされる疑いが生じたときは、速やかに<u>総務課長</u>及び I C T 推進課長に届け出なければならない。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(カードの管理)</p> <p><b>第3条</b> カードの管理に関する事務及びその事務を総括する者は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) カードの管守 <u>法務文書課長</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(カードの事故に関する報告)</p> <p><b>第6条</b> 管理者は、カードの紛失、損傷、不正使用その他の電子署名が危険にさらされる疑いが生じたときは、速やかに<u>法務文書課長</u>及び I C T 推進課長に届け出なければならない。</p> <p>2 (略)</p>

公安委員会規則

新潟県公安委員会規則第12号

行列行進、集団示威運動に関する条例の運用に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年7月19日

新潟県公安委員会

委員長 山田 知治

行列行進、集団示威運動に関する条例の運用に関する規則の一部を改正する規則

行列行進、集団示威運動に関する条例の運用に関する規則（昭和38年新潟県公安委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下「移動後条等」という。）に対応する同表の改正前の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下「移動条等」という。）が存在する場合には当該移動条等を当該移動後条等とし、移動後条等に対応する移動条等が存在しない場合には当該移動後条等（以下「追加条等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条及び項の表示並びに追加条等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p><b>第1条</b> (略)</p> <p style="text-align: center;"><u>(許可を要しない行為)</u></p> <p><b>第2条</b> <u>条例第1条第2項及び第7条に定めるもののほか、次に掲げるものは、条例第1条第1項の許可を要しない。</u></p> <p>(1) <u>祭礼行事、パレードその他これらに類する催し物として行うもの</u></p> <p>(2) <u>商業宣伝として行うもの</u></p> <p>(3) <u>国、地方公共団体等の職務として行うもの</u></p> <p><b>第3条</b> (略)</p> <p style="text-align: center;"><u>(許可申請の経由)</u></p> <p><b>第4条</b> <u>条例第2条の規定による許可申請は、行列行進又は集団示威運動を行なおうとする場所を管轄する警察署の署長（2以上の警察署の管轄区域にわたる行列行進又は集団示威運動にあつては、そのいずれかの警察署の署長。以下「署長」という。）が受理するものとする。</u></p> <p><u>2 署長は、前項の許可申請書を受理したときは、直ちに意見を付して公安委員会に進達するものとする。</u></p> <p><b>第5条</b> (略)</p> <p style="text-align: center;"><u>(委任規定)</u></p> <p><b>第6条</b> <u>この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、新潟県警察本部長が定める。</u></p> <p><b>様式第1号</b> (略)</p>	<p><b>第1条</b> (略)</p> <p><b>第2条</b> (略)</p> <p><b>第4条</b> <u>削除</u></p> <p><b>第5条</b> (略)</p> <p><b>様式第1号</b> <u>(第2条関係)</u> (略)</p>

## 附 則

この規則は、令和6年9月1日から施行する。

## 公安委員会告示

## ◎新潟県公安委員会告示第87号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項に規定する検定を次のとおり実施する。

令和6年7月19日

新潟県公安委員会

委員長 山田 知治

## 1 検定の種別及び級

交通誘導警備業務（警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）第1条第4号に規定する警備業務をいう。）に係る同規則第4条に規定する2級の検定

## 2 実施日時

## (1) 学科試験

令和6年10月22日（火）午前10時から正午まで

## (2) 実技試験

令和6年11月2日（土）午前10時から午後5時まで

## 3 実施場所

## (1) 学科試験

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県警察本部意見聴取事務室

## (2) 実技試験

新潟県新潟市西区小新西2丁目21番1号

新潟県警察学校

## 4 受検資格

## (1) 新潟県内に住所を有する者

## (2) 新潟県外に住所を有する者で新潟県内の営業所に所属する警備員

## 5 定員

20人

## 6 検定の方法

学科試験及び実技試験により判定する。ただし、実技試験の前に学科試験を実施し、学科試験が合格基準に達しなかった者に対しては、実技試験を実施しない。

## 7 検定の内容

## (1) 学科試験

ア 警備業務に関する基本的な事項

イ 法令に関すること。

ウ 車両等の誘導に関すること。

エ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

## (2) 実技試験

ア 車両等の誘導に関すること。

イ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

## 8 検定の申込手続

## (1) 事前申込み

検定を受けようとする者は、検定申請書を提出する前に次により申し込むこと。

## ア 受付期間

令和6年10月3日（木）及び同月4日（金）の各日の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

## イ 申込方法

新潟県警察本部生活安全部生活安全企画課許認可管理センターの受付専用電話

電話番号 025-283-8880

に申し込むこと。

## ウ 留意事項

(7) 上記受付専用電話以外での申込みは、受け付けない。

(4) 定員になり次第、受付を締め切る。

(9) 1件の電話での申込みは、1人とする。

## (2) 検定申請書の提出等

(1)により、事前申込みを受理された者は、次により検定申請書を提出すること。

## ア 提出期間

令和6年10月15日(火)及び同月16日(水)の各日の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

## イ 提出先

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県警察本部生活安全部生活安全企画課許認可管理センター

## ウ 提出書類

検定申請書1通に次に掲げる書類を添付の上、提出すること。

(7) 写真2枚(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦3センチメートル、横2.4センチメートル、裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの)

(4) 新潟県内に住所を有する者にあつては、住所を疎明する書面(住民票の写し、運転免許証の写し等)

(9) 新潟県外に住所を有する者で新潟県内の営業所に所属する警備員にあつては、当該営業所に所属することを疎明する書面(営業所の所属証明書等)

## エ 提出方法

申請者本人が持参するものとし、代理人、郵送等による提出は、認めない。

## (3) 受検票の交付

受検票は、検定申請書受理時に交付する。

## (4) 検定手数料

## ア 金額

14,000円

## イ 納付方法

新潟県収入証紙、キャッシュレス決済又は現金決済により、検定申請書提出時に納付すること。

なお、納付された検定手数料は、還付しない。

## 9 問合せ先

新潟県警察本部生活安全部生活安全企画課許認可管理センター

電話番号 025-285-0110(代表)

## ◎新潟県公安委員会告示第88号

警備業法(昭和47年法律第117号)第23条第1項に規定する検定を次のとおり実施する。

令和6年7月19日

新潟県公安委員会

委員長 山田 知治

## 1 検定の種別及び級

雑踏警備業務(警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号)第1条第3号に規定する警備業務をいう。)に係る同規則第4条に規定する2級の検定

## 2 実施日時

## (1) 学科試験

令和6年10月22日(火)午前10時から正午まで

## (2) 実技試験

令和6年11月2日(土)午前10時から午後5時まで

## 3 実施場所

## (1) 学科試験

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県警察本部意見聴取事務室

## (2) 実技試験

新潟県新潟市西区小新西2丁目21番1号

新潟県警察学校

## 4 受検資格

(1) 新潟県内に住所を有する者

(2) 新潟県外に住所を有する者で新潟県内の営業所に所属する警備員

## 5 定員

20人

## 6 検定の方法

学科試験及び実技試験により判定する。ただし、実技試験の前に学科試験を実施し、学科試験が合格基準に達しなかった者に対しては、実技試験を実施しない。

## 7 検定の内容

## (1) 学科試験

ア 警備業務に関する基本的な事項

イ 法令に関すること。

ウ 雑踏の整理に関すること。

エ 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

## (2) 実技試験

ア 雑踏の整理に関すること。

イ 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

## 8 検定の申込手続

## (1) 事前申込み

検定を受けようとする者は、検定申請書を提出する前に次により申し込むこと。

## ア 受付期間

令和6年10月3日(木)及び同月4日(金)の各日の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

## イ 申込方法

新潟県警察本部生活安全部生活安全企画課許認可管理センターの受付専用電話

電話番号 025-283-8880

に申し込むこと。

## ウ 留意事項

(7) 上記受付専用電話以外での申込みは、受け付けない。

(4) 定員になり次第、受付を締め切る。

(5) 1件の電話での申込みは、1人とする。

## (2) 検定申請書の提出等

(1)により、事前申込みを受理された者は、次により検定申請書を提出すること。

## ア 提出期間

令和6年10月15日(火)及び同月16日(水)の各日の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

## イ 提出先

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県警察本部生活安全部生活安全企画課許認可管理センター

## ウ 提出書類

検定申請書1通に次に掲げる書類を添付の上、提出すること。

(7) 写真2枚(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦3センチメートル、横2.4センチメートル、裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの)

(4) 新潟県内に住所を有する者にあつては、住所地を疎明する書面(住民票の写し、運転免許証の写し等)

(5) 新潟県外に住所を有する者で新潟県内の営業所に所属する警備員にあつては、当該営業所に所属する

ことを疎明する書面（営業所の所属証明書等）

エ 提出方法

申請者本人が持参するものとし、代理人、郵送等による提出は、認めない。

(3) 受検票の交付

受検票は、検定申請書受理時に交付する。

(4) 検定手数料

ア 金額

13,000円

イ 納付方法

新潟県収入証紙、キャッシュレス決済又は現金決済により、検定申請書提出時に納付すること。

なお、納付された検定手数料は、還付しない。

9 問合せ先

新潟県警察本部生活安全部生活安全企画課許認可管理センター

電話番号 025-285-0110（代表）